

石浜小学校 いじめ防止対策基本方針

重点事項

- 「生活アンケート」の実施や児童とともに月目標・週目標の振り返りを行うことにより、児童の実態を十分に把握し、共感的な人間関係でつながる学級経営に努める。
- 保護者、地域、関係機関との円滑な連携を図り、迅速かつ誠実な対応に努める。
- 毎週の生活指導夕会で生活指導上の課題を教職員全体で情報共有し、問題解決についての取組を全体で一致させる。

1 基本的な考え方

いじめに迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、担任、スクールカウンセラー等による、いじめ防止の対策のための「いじめ対策委員会」を開催する。

(2) 特別支援校内委員会

特別支援校内委員会等で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 「生活アンケート」を実施や月目標・週目標の振り返りを行うことにより、児童の実態を十分に把握し、共感的な人間関係でつながる学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践、自己決定の場の設定、自己存在感が実感できる授業の実践に努める。
- お互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れる風土の醸成に努める。
- 学期に1回いじめに関する授業を行う。

(2) 人権教育・道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 教職員研修を実施し、共通理解を図る。
- 「生活アンケート」後に、必要に応じて、スクールカウンセラーや学級担任等により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 「相談室予約カード」等により、スクールカウンセラーによる相談の時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) たてわり班活動の実施

- たてわり班活動を充実させ、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

保護者、地域、関係機関との円滑な連携を図り、迅速かつ誠実な対応に努める。また、「いじめ対策委員会」の開催や子供家庭支援センター等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」の実施

年に3回「生活アンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をし、思いをくみ取る。

(3) 子供との関わりの重視

児童の休み時間、清掃時間、放課後等に児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを早期に把握する。

(4) 生活指導夕会による全教職員による情報の共有化

毎週1回、生活指導上の課題（学級の様子、トラブル、怪我、課題のある児童や行動など）について教職員全体で情報共有し、問題解決についての取組を全体で一致させる。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、アンケートや個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確に確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」により対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 教育委員会に速やかに報告し、連携を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

○ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

○ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○ 上記組織を中心とし事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関と連携を適切にとる。

○ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめの防止等の対策に係る学校の年間活動計画

月	内 容
4月	いじめ防止基本方針、18の取組等の確認（校内研修） 年間計画の確認 学期に1回のいじめに関する授業 児童・保護者・地域へのいじめ定義の啓発 連携の日（幼保小中学校間の情報提供）
6月	ふれあい月間での取り組み
7月	夏季休業中の安全な過ごし方、SOSの出し方等全校周知 個人面談を通じての家庭との連携
9月	夏季休業後の観察等を通じての異変の察知と家庭との連携 セーフティー教室
10月	SCによる学級観察・面接
11月	連携の日（幼保小中学校間の情報提供） ふれあい月間での取り組み
12月	個人面談を通じての家庭との連携の確認 冬季休業中の安全な過ごし方、SOSの出し方等全校周知
1月	冬季休業後の観察等を通じての異変の察知と家庭との連携 学校評価に基づく振り返り ふれあい月間での取り組み
2月	教育相談月間
3月	いじめ防止校内研修 学校いじめ防止基本方針の改訂 保護者会 春季休業中の安全な過ごし方、SOSの出し方等全校周知

8 SNSルールの指導の実施

SNS東京ノート（東京都教育委員会サイト）等を活用し、学級活動の時間や道徳の時間でSNSルールについての指導をする。

SNS東京ルール

- ① スマホやゲームの一日の合計時間、使わない時間帯、場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報を知えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

石浜小タブレットのルール

○学習のために使います。 ←
 ・担任の先生が許可した時間に、許可されたサイトを使いましょう。 ←

○タブレットの設定は変えません。 ←
 ・変更すると、二度ともどらなくなる ←
設定もあります。 ←

○カメラを使う時には、先生と、撮る相手の許可のどちらも必要です。 ←
 ・かくし撮りは犯罪です。ぜったいにやめましょう。 ←

※上のルールは二般です。その他のルールは先生と確認しましょう。 ←
 ※ルールが守れない場合、担任の先生でなくても、タブレットを預かります。 ←
 ※タブレットは学校から買っている物なので、先生は許可を取らずにデータを管理したり、見たりすることができます。 ←